

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	822
事項名	公立学校の民間への包括的な管理・運営委託の容認
規制の特例措置の概要	公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講じる。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

本特例措置については、今年中に結論を得るべく、現在、文部科学省において検討中。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	823
事項名	幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例
規制の特例措置の概要	<p>共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。</p> <p>(1) 幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2) 幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること</p> <p>(3) 職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4) 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5) 当該保育室は合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情により、当該特区内において、幼児が他の幼児と共に活動する機会の確保が困難であり、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成のために特に必要があると認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、次の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。</p> <p>(1) 共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2) 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(特区における幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の適用を受けること</p> <p>(3) 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4) 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5) 共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	824
事項名	外国留学時の認定可能単位数の拡大
規制の特例措置の概要	外国の高等学校への留学時における認定単位数の上限について、現行では30単位としているが、36単位まで拡大する。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	外国留学時認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条の2第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	校長は留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できる。
特例措置の内容	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	825
事項名	NPO法人が不登校児童生徒等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化
規制の特例措置の概要	NPO法人が不登校児童生徒等に対する教育を行うための学校を設置する場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	小・中学校の学級は、同学年の児童生徒で編制するが、特別の事情があるときは、数学年の児童生徒を一学級に編制することができる。 小・中学校に置く教諭の数は、一学級当たり一人以上とするが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、教頭が兼ねるか、助教諭、講師をもって代えることができる。
特例措置の内容(P)	<u>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、構造改革特別区域基本方針別表1の817について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受け、当該事業を実施するに当たって教員配置の弾力化が必要であることを当該地方公共団体が認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)第5条、第6条、中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当し、必ずしも同学年の児童生徒等で一学級を編制する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒等からなる学級の担任となることができることとする。</u>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

記載内容について検討中。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	826
事項名	高等学校全日制課程における不登校状態にある生徒に対する通信制課程の教育課程の特例の適用
規制の特例措置の概要	高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程で行われているラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行う学習方法を適用できることとする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業
措置区分	P
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、当該地域内に所在する高等学校又は中等教育学校後期課程の全日制課程において、教育上特に配慮が必要な事情があると認め、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用し、ラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

措置区分について検討中。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	827
事項名	就学時健康診断の実施期限の延長
規制の特例措置の概要	現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないように留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	市町村教育委員会が実施する就学時健康診断の実施時期の延長
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校保健法施行令第一条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村の教育委員会は学齢簿の作成後、11月30日までに就学時の健康診断を実施することとされている。
特例措置の内容(P)	地方公共団体が、その設置する特区において、通学区域の弾力的な運用を行う場合などにおいて、当該構造改革特別区域内における学校の就学時の健康診断を12月1日以降に実施することが必要であり、かつ、次の各号のいずれの条件も満たすものであると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体における市町村教育委員会は12月31日までの適切な時期に当該健康診断を実施することができるものとする。 <u>盲・聾・養護学校に就学することが適当であると認める者の氏名及び盲・聾・養護学校に就学させるべき旨の通知を12月31日までに都道府県の教育委員会が受けられること</u> <u>12月中に他の市町村に転居する子どもについて学校保健法第4条に規定する健康診断及び同法第5条に規定する措置が適切に行われること</u>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

記載内容について検討中。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	828
事項名	大学設置基準の緩和(運動場設置の弾力化)
規制の特例措置の概要	運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第35条 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第27条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 短期大学設置基準 第二十七条 (略) 2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
特例措置の内容(P)	<u>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の大学において、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため、大学設置基準第35条又は短期大学設置基準第27条第2項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、大学の設置等(大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更をいう。)を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第35条又は短期大学設置基準第27条第2項の規定にかかわらず、運動場と同等の機能を有する他の施設をもつて大学の設置等を行うことができるものとする。</u> <u>本特例措置は、大学設置基準に関する特例であるため、制度化の前に学校教育法第60条に定める手続きを経る必要がある。</u>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

記載内容について検討中。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	829
事項名	大学設置基準の緩和(空地確保の弾力化)
規制の特例措置の概要	空地については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、校舎内に適切なスペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における空地に係る要件を弾力化する。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第34条 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第27条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 短期大学設置基準 第二十七条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 (略)
特例措置の内容(P)	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の大学において、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため、大学設置基準第34条又は短期大学設置基準第27条第1項に規定する空地を有することができないと認められる場合において、大学の設置等(大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更をいう。)を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、空地を有することなく大学の設置等を行うことができるものとする。 本特例措置は、大学設置基準に関する特例であるため、制度化の前に学校教育法第60条に定める手続きを経る必要がある。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

記載内容について検討中。